

平成 25 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 26 年 7 月 4 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第5 監査の結果

2 個別事項

(1) 総合調整室（現 市長公室）

指 摘 事 項		措 置 状 況
総合調整室	ア 改善等を求める指摘事項 （ア）旅費の支払いについて 総合調整室では、全体的に旅費の支払（精算）が遅いようである。その理由として、市長の出張は一回の出張用件が会議、企業訪問、挨拶回り等の多岐にわたり、複雑な出張経路となることを挙げていた。ただし、市長については復命の義務はないが、随行者（一般職員）は帰庁した日から一週間以内に復命を行わなければならないため、市長の復命ということより、総合調整室職員に対する旅費精算及び支払に係る事務処理を迅速に行うよう改善されたい。 ※ 浜田市職員服務規程第18条第3項及び浜田市職員等の旅費に関する条例第12条	（ア）について ご指摘のとおり改善に努めます。
	（イ）新年祝賀会の会費徴収について 新年祝賀会において、参加者から会費として1名当たり1,000円を徴収している。その設定根拠は、飲食に伴う事業費を30万円、参加者を300人と見込んで設定しているとのことであるが、事業実施伺書などに会費徴収が明確に示されていないため、その根拠があいまいとなっている。今後は実施要綱を策定するなど、費用負担の区分を明確にし、会費徴収の根拠を示すよう改善されたい。	（イ）について 市民新年賀会の開催及び運営方法に関する基本的な事項を定めた浜田市「市民新年賀会」開催要綱を制定し、平成28年4月1日から施行しています。

	イ 改善等の検討を求める意見 (ア) 市長交際費の市ホームページへの公表について 平成23年度随時監査において、市ホームページを使用した情報公開について聴取し、「市ホームページへの交際費の公開には、相手方のプライバシーや個人情報、公表の範囲など様々な課題があり、今後、先進地や他市の状況、公開方法等について研究し、市HP公開に向けた検討を行う。」と回答があった。その結果、平成26年度中に公開できるように準備を進めると回答された。 市長交際費は、市長が行政執行上、市政の円滑な運営を図ることを目的に、外部と交際するために要する経費である。市では、より透明度の高い行政施策の推進を図るため、市長交際費の執行状況の公表について回答されたとおり検討し実施されたい。	(ア) について 市長交際費の支出及び公表に関する要綱を制定し、平成26年4月1日から施行しています。同要綱の規定に基づき、平成26年度分から次の事項について浜田市ホームページにおいて公表しています。 (1) 支出年月日 (2) 支出区分 (3) 支出内容 (4) 支出金額 ※相手方に配慮が必要と認められる場合は、個人名等を公表しない。
--	---	--